

一般社団法人宮城県理学療法士会 定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人宮城県理学療法士会(以下「本会」という。)定款に基づき、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

第2章 会 員

(会員資格)

第2条 定款第5条に規定する正会員及び名誉会員は、公益法人日本理学療法士協会(以下「協会」という)に所属するものとする。

2 協会の会員資格を失ったときは、本会の会員資格を失う。

(手続き)

第3条 入会、休会、退会、復会及び異動の手続きは、所定の手続きをもって行う。

2 勤務地、居住地、氏名等に変更があったときは、本会所定の用紙をもって、速やかに所定の手続きをもって行う。

(休会)

第4条 会員は特別な事情があるときは、所定の手続きにより、理事会の承認を受けて、期間を定めて休会することができる。なお、休会中の処遇は協会の定めるところによる。

(名誉会員)

第5条 定款第5条に規定する名誉会員は次の通り定める。

- (1) 多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた、概ね65歳以上の会員の中で、理事会の推薦を受け社員総会の承認を得た者とする。但し、任意団体宮城県理学療法士会での在籍期間も含めるものとする。
- (2) 名誉会員の資格は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損わない限り生涯とする。
- (3) 社員総会で承認された名誉会員は、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(慶弔)

第6条 正会員の死亡に関しては弔電と弔慰金を供える。弔慰金は、当該年度の会費相当額とする。

2 賛助会員並びに名誉会員、及び会員外や関連団体等に対する会務施行上必要と認められた祝意・弔意については、理事会の承認をもって行うことができる。但し会長副会長による決議のみでも慶弔行為を行えるものとし、行為後は理事会へ報告する。

3 弔意行動は下記より、必要に応じ行うものとする。

- (1) 弔電
- (2) 供花
- (3) 籠盛
- (4) 葬儀等への参列
- (5) その他

なお、本会を代表しての参列は、会長または会長の命を受けた者とする。

第3章 会費

(会費)

第7条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額9,000円
- (2) 賛助会員 年額20,000円
- (3) 名誉会員 徴収しない

(入会金)

第8条 本会は入会金を徴収しない。

(納入)

第9条 本会の年会費は、当年度入会者を除き、前年度の3月末日までに所定の方法で納入しなければならない。

第4章 組織

(減免・割引)

第10条 協会の定める会費免除事項に該当する会員は、協会の定めた期間に限り本会の会費を免除する。

2 協会の定める年会費割引制度に該当する会員は、協会の定めた期間に限り本会の会費を協会と同額とする。

(構成等)

第11条 定款第52条に規定する委員会及び第53条に規定する局は次の通り定める。

- 2 各局には、その業務を円滑に進めるために、1つ以上の部を置く。なお、ブロックについては、各支部を組織上それぞれ一部とみなす。
- 3 各部にはその業務を円滑に進めるために班を置くことがある。
- 4 各部局及び班の業務分掌については、別に分掌規定を定める。
- 5 正会員は、本会の目的を理解し、事業を達成するために各部に所属し、本会活動に参加するものとする。
- 6 各局には、局長・局担当理事及び次長を置き、各部を統括する。
- 7 局長は、理事の中から会長が指名する。
- 8 局担当理事は、理事の中から会長が指名する。
- 9 次長は、部長の中から会長が指名する。
- 10 各部には、部長及び副部長を置き、各部を管理運営する。
- 11 各ブロックには、支部会長及び副支部会長を置き、各ブロックを管理運営する。
- 12 各ブロックにはブロック支援理事を置き、理事の中から会長が指名する。
- 13 会員は次に定める区分に基づき、主たる所属する施設の所在地により該当する地区に属する。また所属する施設を有しない会員については、自宅の所在地により該当する地区に属する。
 - ①仙南支部：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
 - ②岩沼支部：名取市、岩沼市、亘理町、山元町
 - ③太白支部：仙台市太白区
 - ④青葉支部：仙台市青葉区
 - ⑤若林支部：仙台市若林区
 - ⑥宮城野支部：仙台市宮城野区
 - ⑦泉支部：仙台市泉区
 - ⑧塩釜支部：塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
 - ⑨黒川支部：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
 - ⑩大崎支部：大崎市、加美町、色麻町、美里町、涌谷町
 - ⑪石巻支部：石巻市、東松島市、女川町
 - ⑫栗原支部：栗原市
 - ⑬登米支部：登米市
 - ⑭気仙沼支部：気仙沼市、南三陸町
- 14 各部の部長・副部長、各支部の支部会長・副支部会長は部員の互選とし、理事会の承認を得るものとする。
- 15 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を経て、諮問委員会の設置又は解散す

ることができる。

第5章 会 計

(会計処理)

第12条 本会の会計処理に関する事項については、別途これを定める。

第6章 経 費

(経費支給)

第13条 本会の運営に際し要した経費の支給については、別途これを定める。

第7章 日本理学療法士協会

(協会代議員)

第14条 協会の代議員は、協会で定めた選出方法に則り選出する。理事会は円滑に代議員が選出されるよう配慮する。また代議員と本会とに関する事項については、別途これを定める。

第8章 東北ブロック協議会

(東北ブロック協議会)

第15条 本会は公益社団法人日本理学療法士協会東北ブロック協議会の求めに応じ、代議員他各委員を会員から選出するものとする。

- 2 公益社団法人日本理学療法士協会東北ブロック協議会に関する事項については、別途これを定める。

第9章 宮城県リハビリテーション専門職協会

(専門職協会)

第16条 本会は宮城県リハビリテーション専門職協会の求めに応じ、運営に関わる委員を会員から選出するものとする。

- 2 宮城県リハビリテーション専門職協会に関する事項については、別途これを定める。

第10章 選挙

(役員選挙)

第17条 定款第14条の規定による役員選挙は以下の通りとする。

(1) 選挙管理委員会について

- ① 選挙管理委員会を設置する
- ② 選挙管理委員は、正会員の中から、3名以上を理事会にて推薦し、総会で承認を得る
- ③ 理事及び選挙立候補者は、選挙管理委員になることはできない
- ④ 選挙管理委員の任期は2年とする

(2) 公示について

選挙管理委員は、投票の60日前までに、選挙すべき役員の名簿を公示し、立候補を受け付けなければならない。

(3) 立候補について

- ① 立候補の締切日は、投票日の30日前とする
- ② 理事及び監事の立候補は、正会員の自由意思ででき、また推薦による立候補もできる。
- ③ 選挙管理委員が立候補する場合は委員を辞任する。
- ④ 選挙管理委員が2名を下回った場合、理事会は別の委員を推薦し、総会で承認を得る。

(4) 推薦について

- ① 推薦の場合は、3名以上の推薦人を必要とし、本人の同意を得て、推薦人の代表が文書をもって届け出るものとする。
- ② 立候補締切日が過ぎても立候補者が定員に満たない場合、理事会は締切日より14日以内に立候補者を推薦し、社員総会において信任投票を受けることとする。但しこの場合、理事会は上記①によらず、複数の者を推薦できる。
- ③ 立候補者は、他候補者を推薦してはならない

(5) 投票について

- ① 選挙は、社員総会において出席者の直接無記名投票による
- ② 投票用紙は、選挙管理委員会が定める
- ③ 有効投票は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。定数を超えて投票の意思表示をしたものは無効とし、定数に満たないものは有効とする
- ④ 単式投票の場合は、有効投票の過半数に達した者は当選とし、定数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う
- ⑤ 連記投票の場合は、得票数上位より順次当選と決める

- ⑥ 候補者が定数の場合は、無投票当選とする
- (6) 公示について
 - ① 候補者及び推薦人代表者の氏名並びに立候補者の主旨(400字以内)の公示のみとする。

第11章 表彰

(会員表彰)

第18条 本会の活動、学術研究、その他社会的に著しく貢献のあったもの及び長年にわたり活動に寄与したものを対象とし、理事会の議決を経て会員表彰する。

(方法)

第19条 会員表彰は、原則賞状を授与して行い、本会機関紙に掲載してこれを公表する。

(表彰基準)

第20条 会員表彰の基準は以下の通りとする。

- (1) 功労賞は概ね50歳以上で、15年以上にわたり本会または協会活動に貢献したものの。または社会的に著しく貢献のあったもの、或いはこれに相当するもの。
- (2) 学術、研究面で著しく功績のあったもの。
- 2 本法人設立前の任意団体宮城県理学療法士会での活動、年数等を通算するものとする。

(選考方法)

第21条 会員表彰については表彰委員会を設置し、推薦者を推薦枠内で理事会に推薦する。

- 2 理事会は、表彰委員会から推薦された者の中から表彰者を決定する。
- 3 推薦にあたっては、現職者に限定することなく選考することとし、経歴、賞罰等を慎重に、かつ詳細に調査するとともに、会員の感情にそぐわない者を推薦しないよう留意することとする。

(表彰規程)

第22条 その他表彰規程については、別途これを定める。

第12章 懲 罰

(懲罰規程)

第23条 懲罰規程については、別途これを定める。

第13章 学 会

(学会規程)

第24条 本会に宮城県理学療法士學術大会を置く。

- 2 學術大会は、理学療法に関する學術・技術の研究並びにこれに関する事業を行う。
- 3 學術大会に関する規程は、別途これを定める。

第14章 災害対策

(災害対策本部規程)

第25条 本会に災害発生時に限り災害対策本部を置く。

- 2 災害対策本部の設置及び運用規程は、別途これを定める。

<附則>

- 1 この定款施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。
- 2 この定款施行細則は、平成22年5月9日より施行する。
- 3 この定款細則は、協会規程との整合性調整、組織改定に関する内容、及び定款施行細則の改廃を理事会の決議をもって行うよう変更し、令和3年7月22日より施行する。